

「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ (2019年4月版)

「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

【対象の「ご契約のしおり・約款」】

- 1 保険組曲Best
- 2 保険組曲Best (更新・終身変更)
- 3 保険組曲Best 既成緩和・ひまわり認知症予防保険
- 4 保険組曲Best 個人年金保険 (一時払)

※以下の1.～5.の各項目のタイトルに、読み替え(変更)が必要な「ご契約のしおり・約款」の番号(1)や(2)などを記載しています。

1. 「契約割引制度」のうち、2019年4月1日以降、新たに契約する指定契約および更新または終身変更する指定契約について、「保険金割引制度」を廃止します。そのため、新たに契約する指定契約および更新または終身変更する指定契約に適用される「契約割引制度」は「保険料割引制度」のみとなり、記載内容は以下のとおりとなります。(1)・(2)
ただし、部分見直しおよび指定契約追加における継続指定契約、または更新・終身変更における継続指定契約については、ご契約時の契約割引制度を適用します。

「契約割引制度」

保険料割引制度

保険料月払の保険契約の場合の、口座振替扱保険料率により計算した割引前の指定契約の月払保険料(以下、「割引前月払保険料」といいます)の合計額が、当社所定の金額以上の場合には、保険料割引制度が適用され、保険料の割引があります。

※継続中の指定契約がある場合、保険料割引制度における保険料は継続契約を含め合算して計算します。

！ご注意

- 契約見直し制度による見直しまたは指定契約の追加などにより、「割引前月払保険料」の合計額が増加した場合、割引額が増加したり、新たに契約割引制度が適用されることがあります。
- また、ご契約内容の変更(給付金額等の減額など)または指定契約の消滅(解約・保険金等のお支払いなど)などにより、「割引前月払保険料」の合計額が減少した場合、割引額が減少したり、契約割引制度が適用されなくなることがあります。

2. **2** 保険組曲 Best（更新・終身変更）の「【8】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）」のうち、「クーリング・オフの取扱期間」の表内の「起算日」について

③を「③更新日・変更日（当社保険契約の満期保険金などのお支払金からの差引の場合、当社満期保険金などの支払日）」とする。＜（*2）の表は削除＞

3. 「取扱総則規定約款」の変更 **1** ～ **4**

無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険（001）の発売に伴い、取扱総則規定約款の一部を改定します。この改定は、その他の保険種類にご加入の場合、保障内容等への影響はありません。

●第1条第1項をつぎのとおり変更します。

（用語の定義）	
第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。	
用語	用語の定義
（途中省略）	
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

●第14条第1項をつぎのとおり変更します。

（重大事由による解除）	
第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。	
(1) 保険契約者、被保険者（満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合	
（途中省略）	

●第14条第6項をつぎのとおり変更します。

（重大事由による解除）	
⑥ 個人年金保険契約等または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。	
（途中省略）	

●第21条第7項をつぎのとおり変更します。

（保険契約者に対する貸付）	
⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。	
(1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第1回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。）をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。	
（途中省略）	

●第24条第1項をつぎのとおり変更します。

(死亡保険金等の受取人の変更)

第24条 保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
(途中省略)

●第25条第1項をつぎのとおり変更します。

(遺言による死亡保険金等の受取人の変更)

第25条 前条に定めるほか、保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

4. 「取扱総則規定約款」のうち「請求書類別表」の変更 (1 ~ 4)

無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険(001)の発売に伴い、取扱総則規定約款の「請求書類別表」の一部を改定します。この改定は、その他の保険種類にご加入の場合、保障内容等への影響はありません。

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金	
・ 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書
・ 死亡給付金	(2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
・ 普通死亡保険金	(3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
・ ガン死亡保険金	(4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
・ 第1回の遺族年金	(5) 最終の保険料領収証
・ 死亡一時金（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険の場合）	(6) 保険証券
(途中省略)	(途中省略)
・ 死亡一時金（無配当個人年金保険の場合）	(1) 会社所定の請求書
	(2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
	(3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
	(4) 年金支払証書
(途中省略)	(途中省略)

5. 商品名称に誤りがありますので下記のとおり修正させていただきます。(**2** のみ)

ページ	誤 (修正前)	正 (修正後)
もくじ 11	各種例表 無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(001) 払済保険金額例表・・・・・・・・・・371 無配当介護保険〔Ⅱ型〕(002) 払済保険金額例表・・・・・・・・・・372	各種例表 無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(002) 払済保険金額例表・・・・・・・・・・371 無配当介護保険(001) 払済保険金額例表・・・・・・・・・・372
11	【2】更新後の指定契約の保険期間 更新後の指定契約 ・特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(001) (本則)	【2】更新後の指定契約の保険期間 更新後の指定契約 ・特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(002) (本則)
369	各種例表 無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(001) 払済 保険金額例表 無配当介護保険〔Ⅱ型〕(002) 払済保険金額 例表	各種例表 無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(002) 払済 保険金額例表 無配当介護保険(001) 払済保険金額例表
371	無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(001) 払済 保険金額例表	無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕(002) 払済 保険金額例表
372	無配当介護保険〔Ⅱ型〕(002) 払済保険金額 例表	無配当介護保険(001) 払済保険金額例表

太陽生命保険株式会社

【本社】 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】 電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)